

作業路改良業務委託契約書（案）

えびの市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記業務の委託について次のとおり契約を締結し、えびの市財務規則（昭和 47 年えびの市規則第 2 号）及び法令を遵守し、この契約を履行するものとする。

（業務委託内容）

第 1 条 発注者が受注者へ委託する本件業務（以下「業務」という。）の具体的な内容及び業務の履行場所は次のとおりとする。

- （1）件名： 令和 8 年度 森林路網整備事業 霧島 7 号線 幅員改良委託業務
 - （2）業務内容：作業路の拡幅
 - （3）履行場所：えびの市大字原田
- （委託期間）

第 2 条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。

令和 年 月 日 から 令和 9 年 1 月 29 日まで

（委託料）

第 3 条 この契約における契約金額（以下「委託料」という。）は、次のとおりとする。

金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金額は、金 円 とする。

- 2 受注者は、契約保証金として、委託料の 100 分の 10 以上の金額又はそれに代わる担保を発注者へ納付するものとする。ただし、受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金を免除する。
- 3 契約保証金は、第 15 条に規定する検査に合格した後速やかに受注者へ返還するものとする。

（催告等及び協議の書面主義）

第 5 条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「催告等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する催告等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った催告等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第 6 条 発注者は受注者に、この契約締結後 14 日以内に仕様書、設計書、図面その他の業務

の内容を示した書面（以下「仕様書等」という。）に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出するよう求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、業務に伴う成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）がある場合において、当該成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第8条 受注者は業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（業務の調査等）

第9条 発注者は、必要と認めるときは、業務の処理状況につき、調査をし、又は受注者に対して報告を求めることができる。

（委託内容の変更等）

第10条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

（委託期間の延長）

第11条 受注者は、その責めに帰することができない理由により委託期間満了のときまでに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明記した書面により委託期間の延長を求めることができるものとし、発注者が承認した場合、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項により委託期間が変更となった場合は、第17条第1項及び同条第2項の違約金は免除するものとする。

（一般的損害）

第12条 業務を行うにつき生じた損害及び業務に伴う成果物がある場合における成果物の引渡し前に当該成果物に生じた損害（次条及び第14条に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責めに帰

すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りではない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第14条 業務に伴う成果物がある場合において、その成果物の引渡し前に、天災等の発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができない事由による損害が生じた場合は、受注者はその損害を負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の完了報告書(以下「業務完了報告書」という。)によりその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定による検査に受注者の立会いを求めることができる。この場合において、受注者が検査に立ち会わないときは、受注者は検査の結果に対して異議を申し立てることはできない。

4 業務に伴う成果物がある場合において、成果物が第2項の検査に合格したときをもって、その成果物の所有権が発注者に移転するものとし、受注者は直ちに成果物を発注者に引き渡すものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第16条 受注者は、前条の規定による検査又は再検査に合格したときには、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、委託期間後に業務を完了する見込みがあるときは、発注者は、違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ委託料（一部履行済みの部分がある場合は、発注者は当該部分について検査を行い、検査に合格した部分に相当する額を委託料から控除した額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第16条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第18条 履行された業務が契約の内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は受注者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。ただし、受注者が、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りではない。

3 契約不適合のある場合において、発注者は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその契約不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告をすることなく直ちに委託料の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 業務の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）

第19条 業務に伴う成果物がある場合において、発注者が当該成果物の引渡しから一年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として履行の追完の請求、委託料減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が成果物の納入のときにその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

（発注者の催告による契約解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この契約又はえびの市財務規則に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第21条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者が、発注者の監督又は検査を妨げたとき。
- (7) 受注者が契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（えびの市暴力団排除条例（平成23年えびの市条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の解除及び受注者の損害賠償請求の制限）

第22条 受注者が発注者の責に帰すべき事由により前2条のいずれかに該当することとなったときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 受注者は前2条の規定による契約の解除により損害を受けた場合においては、発注者に対してその賠償を請求することができない。

（受注者の催告による解除権）

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第24条 受注者は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第10条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

（2） 第10条の規定による業務の中止期間が、委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（解除に伴う措置）

第25条 この契約が履行の完了前に解除された場合において、既に業務の一部が履行されていたときは、発注者は当該履行された部分について第15条に規定する検査を行い、検査に合格したものに相応する額の委託料を受注者に支払うものとする。

（発注者の損害賠償請求権等）

第26条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1） 委託期間内に業務を完了できないとき。

（2） 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（3） 前2号のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、受注者の納付した契約保証金、契約保証金に代わる担保又は履行保証保険の保険金は発注者に帰属する。

3 前項の場合において、履行保証保険契約を締結した場合を除き契約保証金を免除されるときは、受注者は損害賠償として委託料の100分の10に相当する額を発注者に納付しなければならない。

4 発注者が受けた損害が前2項に定める額を超える場合において、前2項の規定は、発注者の損害賠償の請求権の行使を妨げるものではない。

(不当介入に関する報告・通報)

第27条 受注者は、不当介入（暴力団又は暴力団関係者からの不当な要求又は業務妨害等の不当介入をいう。）を受けた場合は、当該不当介入を拒否するとともに、速やかに発注者へ報告し、及び警察へ通報するものとする。この場合において、受注者は、警察の捜査に必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、前項の規定に反して報告及び通報を怠った場合は、情状により、えびの市物品の買入れ等の契約に係る指名競争入札の参加資格、指名及び指名停止に関する要綱（平成20年えびの市告示第29号）の規定を適用し、入札参加資格が停止される場合がある。

3 再委託等をする場合において、当該再委託先について前2項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第28条 受注者は業務の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務の履行課程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約外の事項)

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第30条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、宮崎簡易裁判所又は宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者の記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 えびの市大字栗下1292番地
えびの市長 中山 義彦 印

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名